(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山形県東置賜郡川西町大字下小松字中野三一四三番から南陽市大字和田字深田三五三一番一まで	前	A 一〇・〇〜一五・六〇	六六・五三メートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一〇・〇〇〜一五・六〇 B 七二・四二〜二九五・八七	八・〇〇〇キロメートル 八・〇〇〇 七・八四〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　青森都市計画道路事業三・五・四号堤町通り浜田線

三　事業施行期間　自平成二十四年十月十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　青森県青森市奥野三丁目、奥野二丁目及び奥野四丁目地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　青森都市計画道路事業三・四・二四号筒井大矢沢線

三　事業施行期間　自平成二十四年十月十九日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　青森県青森市桜川八丁目、筒井一丁目、筒井三丁目及び筒井四丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市北国分一丁目二五三〇番四地先から同市北国分一丁目二五二五番一五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月十九日

○関東地方整備局告示第三百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市須和田一丁目一四〇番一二地先から同市須和田一丁目一八七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月二十日

○関東地方整備局告示第三百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市菅野五丁目一七四二番一地先から同市菅野五丁目一七四七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月十九日

○北陸地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新潟市南区保坂字岡下一九六番から同市南区戸頭字上谷内七三八番一まで	前	B 一三・五〇〜三一・一〇〇	五・四五六メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一三・五〇〜三一・一〇〇 B 二九・五〇〜八二・〇〇〇	五・四五六キロメートル 五・七二三	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び十七号	新潟市南区戸頭字浦廻四三九四番から同市南区戸頭字浦廻二一九七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月十九日